

第35回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年2月3日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 家庭裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

市川徹、江守直美、金森隆太、河村宜信、西尾健太郎、藤井明博、村野裕二
（委員長）

(2) 事務担当者

松井上席裁判官、勝田首席家裁調査官、齊藤首席書記官、信田次席家裁調査
官、熊本主任家裁調査官、早川地裁事務局長、高橋家裁事務局次長、寺元家裁
総務課長、野田家裁総務課課長補佐、相馬家裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 「親に対する未成年の子の福祉のための働き掛けについて～親の紛争に巻き込まれた子の幸せのために～」の説明

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び開催テーマ

(1) 次回開催期日

未定

(2) 開催テーマ

未定

(別紙)

意見交換の要旨

(◎：委員長、○：委員、●：事務担当者)

- ◎ 「親に対する未成年の子の福祉のための働き掛けについて」の説明及び「親ガイダンスDVD（子どもにとって望ましい話し合いとなるために）」に対する質問・感想等を伺いたい。
- DVDは、わかりやすく説明されており、子どもの気持ちに立って離婚の話を進めなければならないというメッセージがよく伝わるものであった。
- DVDを視聴し、子どもの立場に立って離婚や面会交流の話を進めることの重要性を理解できたが、試行的面会交流など裁判所が行っている働き掛けについても情報提供があれば、今後の手続きの進め方を想定できてよいと思う。
- 離婚調停の申立てのうち申立時に夫婦が同居している割合を伺いたい。また、面会交流の取り決めを守らなかった場合、制裁のようなものがあるのかについて伺いたい。
- 同居している夫婦の離婚調停の申立てについては、統計データを持ち合わせていないため正確な割合はお答えできないが、それほど多くはないという印象である。

調停や審判で決められた面会交流の取り決めを守らなかった場合にとり得る方法としては、履行勧告と間接強制の手続きがある。また、監護していない親が約束を守らず面会交流を実施できない場合については、再度、調停をして守らない場合にどうするかということも含めて決め直すこともある。

- 離婚や面会交流の調停を適切な解決に導くため裁判所も様々な工夫をしていることがわかった。
- DVDを視聴し、子どもの気持ちに立って離婚の話を進めることが大切だと理解できても、ストレスを抱えていて子どもに寄り添えない親もいると思う。行政機関等の相談先の情報を提供し、親にとっての心のよりどころやストレス解消の

場を提供することも重要だと思う。

- 裁判所は、子の福祉の最前線を担い、様々な取組を行っていることがわかった。子の福祉が更に充実するよう、事例の蓄積に努めていくことが重要だと思う。
- ◎ DVDの視聴率を上げるための方策について御意見を伺いたい。
- 調停当事者が調停期日前にDVDを視聴する割合について、福井では、申立人が約87パーセント、相手方が約70パーセントと説明を受けたが、想像していたより高いと感じた。
- 二次元バーコードは、若者だけでなく広く一般の人に浸透していると思う。裁判所から調停当事者に送付する書面に二次元バーコードを掲載する方法は、視聴率を上げる方策として効果的だと思う。
- 二次元バーコードの横に、DVDの再生時間について記載があると所要時間を把握できてよいと思うが、視聴率上昇につながるかどうかは不明である。
- 裁判官として調停を担当したことがあるが、調停では、交互に当事者の話を聴くので、お待ちいただく時間がある。待ち時間を利用してDVDを視聴していただく方法も効果的だと思う。
- 子どものインタビュー映像を加えるとよいと思う。成人した子供に、親の紛争に巻き込まれた当時の気持ち等をインタビューしてはどうだろうか。
- 双方当事者に提出していただく、「子の状況等についての事情説明書」には、DVDの視聴の有無及び感想を記載していただいている。全体的には好意的な感想が多いと感じている。また、「子どもの前で争うような姿勢を見せてはいけな」とわかった。」という感想や、「表面上、子どもが安定しているように見えても、子どもの様子をよく見ていかないといけないとわかった。」などDVDのメッセージを深く理解していただいていると感じる感想も多い。
- 「子の状況等についての事情説明書」に反対当事者が閲覧する可能性があること記載されていることが、視聴率や感想に影響を与えていると思う。反対当事者に与える印象を気にして、DVDを視聴し、よい感想を記載する当事者もいると思

う。

- ◎ 親に対する働き掛けを行っていたり、親からの相談を受けている行政機関や団体の情報があれば伺いたい。
- 裁判所から当事者に送付する資料に、法律相談を希望する方に対する情報提供として、法テラス及び弁護士会の情報を記載していただいている。
- 親の相談先としては、市町村の子育て支援課、児童相談所、女性支援センター等があると思う。
- 親の相談先や親に対する働き掛けを行っている団体の情報について、関係機関と連携して情報の共有に努め、当事者に情報提供していくことが重要だと思う。
- ◎ 調停に対する印象・感想等を伺いたい。
- 裁判所に提出する書類も多く大変な手続きだと感じた。手続きを進めていくには、すべきことを順序立てて説明していただく必要があると感じた。
- 虐待が疑われるケースで、病院から父母や祖父母に対して子どもの養育状況を聴き取ることがあるが、父母、祖父母の主張が全く異なり、実情を把握できないことも多い。双方の親が提出する「子の状況等についての事情説明書」に養育状況を記載する箇所があるが、もう少し具体的に記載してもらわないと実際の養育状況を把握できないと思う。
- 子どもの現在及びこれまでの養育状況や生活状況の詳細は、最終的には把握しなければならないが、第1回の調停期日で全て聴き取るのは難しいため、まずは概要を把握する趣旨で「子の状況等についての事情説明書」を提出していただいている。そして、親権や面会交流について争いがあることが明確になった段階で双方の親から養育状況や生活状況の詳細を記載した陳述書を提出していただいた上で、調査官による調査を行っている。
- 親権に争いがある場合、子どもの監護状況や子どもの心情について、調査官調査を行うことがある。調査の際には、子ども自身の認識力や子どもに対する親の影響に十分配慮して調査を行っている。また、まずは、両親や学校等から情報

を収集し、見当を付けてから慎重に子どもを対象とした調査を行っている。

- 一般的な調停成立までの期間について伺いたい。
- 調停は、当事者の話し合いがベースとなっておりお互いの納得が重要であるため、成立までの期間はある程度幅がある。一、二回で成立することもあれば、1年半程かけて成立する場合もある。統計データを持ち合わせていないため正確な数字はお答えできないが、6か月前後で成立するケースが多い印象である。
- 当事者の代理人として調停に関わっているが、調停委員によって進行に差があり、進行に不安を感じた当事者本人から苦情を言われた経験がある。
- 調停は、裁判官と2名以上の調停委員で構成する調停委員会が紛争の解決に当たっているが、複数の調停を同じ時間帯で実施しているため、裁判官が常に同席することはできず、調停委員が当事者から話を聴くことが多い。裁判官としては、調停委員が調停期日で伺った話を調停委員会で共有し、評議した上で進行できるよう配慮している。裁判官によっては、調停期日開始前及び調停期日終了前に評議を行い、進行や次回期日までの宿題の確認を行うなど工夫をしている。今後も、調停手続きの特性を生かしながら、質の高い司法サービスを提供できるよう努めていきたい。
- ◎ 事前に配布した調停申立書等の書類について、質問・感想等を伺いたい。
- 調停申立書の申立ての動機を記載する欄に「異性関係」と表記されているが、不貞相手は異性とは限らないため、表記を工夫したらどうだろうか。
- 調停申立書に子どもの氏名を記載する欄があるが、子どもを表す表記が「未成年の子」、「対象となる子」等複数あり、わかりづらいと感じた。
- 調停申立書の記載用紙を見ていただくと、子どもの氏名を記載する欄に「対象となる子」と表記されているが、これは、例えば養育費については、成人した子であっても養育が必要な場合には養育費を求めることがあるため、誤解が生じないようにこのような表記に改訂したものである。一方、申立書記載例の同箇所「未成年の子」と表記されているのは、記載例の改訂の遅れが理由である。記載例

の改訂を行うとともに、その他の表記箇所についても適切かどうか確認したい。

- ◎ 本日承った御意見は、今後、当庁において、親に対する未成年の子の福祉のための働き掛けを検討していく上での参考としたい。